

7 補償制度

ケガ・事故の無いよう安全管理を徹底し、保育運営を行っておりますが、万一に備え、園では、以下の補償内容の保険に加入しております。補償内容は日本保育園協会の基準を上回るものとなっています。

加入保険会社：日本事業所内保育団体連合(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

- ① 傷害保険
- ② 施設賠償責任保険
- ③ 生産物賠償責任保険



	傷害保険	施設賠償保険	生産物賠償責任保険
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・後遺障害保険金 50万円 ● 入院保険金 入院31日以上 5万円 入院15~30日 3万円 入院8~14日 1.5万円 入院7日以内 1万円 ● 通院保険金 通院31日以上 3万円 通院15~30日 1万円 通院8~14日 5千円 通院7日以内 3千円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体賠償(上限) 免責(自己負担)1万円 1億円/人 5億円/1事故 ● 財産賠償(上限) 免責1万円 100万円/事故 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体賠償額(限度額) 免責(自己負担)1万円 1億円/人 5億円/1事故
対象	保育所施設において、施設の利用者が急激かつ偶然な外来により傷害を被った場合	施設の所有・監理に起因する事故又は業務遂行に関する事故	給食・おやつ等の提供に起因する事故

《加入保険会社：独立行政法人 日本スポーツ振興センター》

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> ・原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割はセンターの付加給付)の額【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、センター付加給付分のみ】 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額にセンター付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合 (その程度により第1級から第14級に区分される)	3,770万円~82万円 (通園中の災害の場合は半額となり 1,885万円~41万円)
死亡見舞金	保育事業者の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり 1,400万円)
	突然死 運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり 1,400万円)
	運動などの行為と関連なしに発生したもの(乳幼児突然死症候群など)	1,400万円 (通園中の災害の場合も同額)

※日本スポーツ振興センターの保険は、保護者の同意のもと加入となります。加入に際しては、年間負担額300円が発生します。ご了承下さい。

8 家庭における保育指導について

(1) 食事

ご家庭での食事もその日の栄養バランスをうまく摂るようにしましょう。

(2) 睡眠

保育園では午睡があります。早寝、早起きを心がけ、休日も生活のリズムをくずさないようにしましょう。

(3) その他

- 朝起きたら顔洗い、歯を磨き、髪をとかしてから登園しましょう。
- 外から帰った時や食事・おやつの前には、手洗いを習慣にしましょう。
- 身体、衣類、履物、その他持ち物はいつも清潔にしましょう。
- 子どもの出来る事は発達に応じて自分でできるようにしましょう。
- 遊んだ後のおもちゃ、脱いだ衣類、履物などの後片付けをできるようにしましょう。
- いつも気持ちよく挨拶のできる子どもにしていきましょう。
- 子どもと接するときは、正しい言葉使いを心がけていましょう。



9 おわりに

子どもは、お父さん、お母さんの何気ない毎日の生活の仕方、考え方に大きな影響を受けながら育ちます。お子さんが常に安定感を持って十分活動できるよう努力してまいりますので、ご家庭でも保育園の生活をご理解の上、ご協力をお願い致します。わからないことがありましたら直接、保育士にお問い合わせください。

< 連絡先 >

ふれあい保育園 西条

☎ 082-421-2220

医療法人 好縁会

管理本部 ☎ 082-424-1266

運営会社 さくらグループ(株)さくらチャイルド・ライフ

広島事務所 ☎ 082-208-5350

本社 ☎ 0867-71-0660